

松阪市立学校施設目的外使用条例

改正後	改正前
<p>(使用時間)</p> <p>第3条 学校施設の使用時間は、次に掲げるとおりとする。<u>ただし、休業日に授業又は学校行事を実施する場合その他松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前号に掲げる日以外の日</u>については、午後5時から午後10時までとする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 学校施設を使用しようとする者は、<u>あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p>	<p>(使用時間)</p> <p>第3条 学校施設の使用時間は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前号に掲げる以外の日</u>については、午後5時から午後10時までとする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 学校施設を使用しようとする者は、<u>使用しようとする日の3日前までに、学校施設使用許可願（様式第1号）に学校長の意見を受け、松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、前項の学校施設使用許可願が提出されたときは、速やかに可否を決定し、申請者に対して学校施設使用許可書（様式第2号）を交付する。</u></p>
<p>(使用許可の基準)</p> <p>第5条 <u>学校施設を使用することができるものは、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>官公署、学校及びこれらに属する団体</u></p> <p>(2) <u>住民自治協議会、自治会等の地域団体</u></p> <p>(3) <u>社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当であると認めるもの</u></p>	<p>(使用許可の基準)</p> <p>第5条 <u>学校施設の使用は、その使用目的及びその使用内容が公共性を有するもので、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可する。</u></p> <p>(1) <u>学校関係団体が使用するとき。</u></p> <p>(2) <u>官公署及びこれらに属する団体が使用するとき。</u></p> <p>(3) <u>社会教育を目的とする行事又は事業に使用するとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、教育委員会が公益上やむを得ないと認めるとき。</u></p>
<p>(使用の不許可)</p> <p>第6条 <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の使用を許可しない。</u></p> <p>(1) <u>学校教育上支障があると認めるとき。</u></p> <p>(2) <u>学校施設又は設備を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p>(3) <u>公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p>(4) <u>専ら営利を目的とするための使用と認めるとき。</u></p> <p>(5) <u>特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対す</u></p>	<p>(使用の不許可)</p> <p>第6条 <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の使用を許可しない。</u></p> <p>(1) <u>学校教育上又は学校管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>学校施設を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>公の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>営利を目的とする使用と認められるとき。</u></p> <p>(5) <u>政治活動に使用すると認められるとき。ただし、公職選挙法（昭和25年法律</u></p>

改正後	改正前
<p><u>るための使用その他政治的活動のための使用（法令により認められた政治的活動のための使用を除く。）と認めるとき。</u></p> <p><u>(6) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための使用その他宗教的活動のための使用と認めるとき。</u></p> <p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が管理上使用を不相当と認めるとき。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</u></p> <p><u>(2) 市内の幼稚園、保育所若しくは認定こども園の園児又は小学校若しくは中学校の児童生徒が主体的に使用するとき 全額免除</u></p> <p><u>(3) 住民自治協議会、自治会等の学区内の地域団体が地域活動のために当該学区内の学校施設を使用するとき 全額免除</u></p> <p><u>(4) 市内の社会教育関係団体が使用するとき 照明設備を除き、全額免除</u></p> <p><u>(5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</u></p> <p>(使用者の遵守すべき事項)</p> <p>第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) <u>許可された使用目的以外に学校施設を使用しないこと。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p><u>第100号) 第161条第1項に規定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催するために使用する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(6) 宗教活動に使用すると認められるとき。</u></p> <p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。<u>ただし、市長が公益上必要であると認めたととき、又は特別の理由があると認めたとときは、使用料を減額又は免除することができる。</u></p> <p>(使用者の遵守すべき事項)</p> <p>第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 使用目的以外に学校施設を使用しないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 (略)</p>

改正後					改正前			
(原状回復の義務) 第11条 (略)					(原状回復の義務) 第10条 (略)			
(損害賠償) 第12条 (略)					(損害賠償) 第11条 (略)			
(権利の譲渡等の禁止) 第13条 使用者は、 <u>第4条の規定に基づき受けた学校施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</u>					(許可書の譲渡等の禁止) 第12条 使用者は、 <u>第4条第2項の学校施設使用許可書を譲渡し、又は転貸してはならない。</u>			
(委任) 第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>教育委員会規則で定める。</u>					(委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>教育委員会が定める。</u>			
別表 (第7条関係)					別表 (第7条関係)			
使用施設	時間区分及び使用料			照明設備使用料	学校施設	午前8時から 午後0時まで	午後0時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
	午前8時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで					
運動場	490円	520円	520円	1,560円	運動場	410円	520円	520円
体育館	890円	930円	930円	990円	体育館	830円	1,040円	1,040円
武道場	630円	780円	780円	780円	武道場	830円	1,040円	1,040円
校舎	480円	510円	510円	780円	校舎	410円	520円	520円
備考 1 <u>使用施設を合わせて使用するとき、又は時間区分をまたがって使用するときの使用料は、それぞれの使用料を合算した額とする。</u> 2 <u>照明を使用するときの使用料は、使用する時間区分の使用料に照明設備の使用料を加算した額とする。</u>					備考 1 <u>学校施設を合わせて使用するとき、又は時間区分をまたがって使用するときの使用料は、それぞれの使用料を合算した額とする。</u> 2 <u>運動場、体育館又は武道場の照明設備を使用するときの使用料は、上表に1,040円を加算した額とする。ただし、松阪市立三雲中学校又は松阪市立飯南中学校の運動場照明設備を使用するときの使用料に限り、上表に1時間当たり</u>			

改正後	改正前
<u>3 使用の許可を受けようとする者が市内に在住、在勤若しくは在学する者以外の者である場合における使用料は、上表の金額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。</u>	<u>1,040円を加算した額とする。</u> <u>3 校舎の照明を使用するときの使用料は、上表に520円を加算した額とする。</u>